

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 102 号	<p>〔三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (案)〕</p> <p>令和 7 年人事院勧告及び国家公務員給与制度改正に伴い、 関係条例である三次市職員の給与に関する条例（平成 16 年 三次市条例第 70 号）ほか 1 条例の一部を改正しようとする ものである。</p>

根 抱 法 令

議案番号	根 抱 法 令
議案第 102 号	<p>〔地方公務員法〕（昭和 25 年法律第 261 号） (給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。</p>